

令和 年 月 日			F01			税務署長殿	
納 税 地	郵便番号	—					
	フリガナ						
	納税地	F06					
	電話番号	F07	— —				
フリガナ		F03					
名称 又は屋号		F04					
個人番号 又は法人番号		F02					
フリガナ		H06					
代表者氏名 又は氏名		H07					

様式ID	NTA1SHA010010110
------	------------------



※ 税務署 処理欄	申告区分		指導等			庁指定		局指定		
	申告 年月日	元号		年	月	日				
	通信 日付印		(西暦) 年		月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()			身元確認
		F12							K22	
	相談	区分1		区分2		区分3				

自		元号	年	月	日
	N01				
至		元号	年	月	日
	N02				

課税期間分の消費税及び地方消費税の

--	--

申告書

G28		← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間
-----	--	------------------------------

中間申告
の場合の
対象期間

自		元号	年	月	日
	N03				
至		元号	年	月	日
	N04				

この申告書による消費税の税額の計算					
課税標準額	①		円		
		G01	000		
消費税額	②	G02			
控除過大調整税額	③	G03			
控除 税額	控除対象仕入税額	④	G04		
	返還等対価に係る税額	⑤	G05		
	貸倒れに係る税額	⑥	G06		
	控除税額小計 (④＋⑤＋⑥)	⑦	G07		
控除不足還付税額 (⑦－②－③)		⑧	G08		
差引税額 (②＋③－⑦)		⑨	G09	00	
中間納付税額		⑩	G10	00	
納付税額 (⑨－⑩)		⑪	G11	00	
中間納付還付税額 (⑩－⑨)		⑫	G12	00	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬	G13		
	差引納付税額	⑭	G14	00	
課税売上 割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	G15		
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	G16		
この申告書による地方消費税の税額の計算					
地方消費税 の課税標準 となる消費税 額	控除不足還付税額	⑰	G17		
	差引税額	⑱	G18	00	
譲渡割 額	還付額	⑲	G19		
	納税額	⑳	G20	00	
中間納付譲渡割額		㉑	G21	00	
納付譲渡割額 (㉑－㉒)		㉒	G22	00	
中間納付還付譲渡割額 (㉒－㉑)		㉓	G23	00	
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔	G24		
	差引納付 譲渡割額	㉕	G25	00	
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額		㉖	G26		

㉖＝(⑪＋㉒)－(⑧＋⑫＋⑰＋㉓)・修正申告の場合㉖＝⑭＋㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	1:適用あり 2:適用なし		G29	
	延払基準等の適用	1:適用あり 2:適用なし		G30	
	工事進行基準の適用	1:適用あり 2:適用なし		G31	
	現金主義会計の適用	1:適用あり 2:適用なし		G32	
	売上税額の積上げ計算の適用	1:適用あり 2:適用なし		G33	
参考事項	控除 税方 額の法	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	1:個別対応 方式 2:一括比例 配分方式 3:全額控除	G34	
		上記以外	8:3割特例		
		(個人の方) 税額控除に係る経過措置の適用			
項	基準期間の 課税売上高	G27			千円
還付を受けようとする金融機関等	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		
		金融機関区分	Z02		1:銀行、2:金庫、3:組合、 4:農協、5:漁協
		支店名	Z03		
		本支店区分	Z04		1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、 5:出張所
		預金種類	Z05		1:普通、2:当座、3:納税準備、 4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
		口座番号	Z06		
		(窓口受取)	Z07		
ゆうちょ銀行		記号番号	Z08	—	
(個人の方) 公金受取口座の利用		G35		1:利用する 2:利用しない	

税理士署名	R01				
電話番号 (税理士)	R02	— —			

税理士法第30条の書面提出	提出あり:1 提出なし:2	G36	
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり:1 提出なし:2	G37	

※ 3割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、
⑱欄×22/78から算出された金額を㉑欄に記載してください。

第一表

令和八年十月一日以後開始する課税期間分(一般用)